

資料 135-3-2

## 參 考 資 料

## 日本郵政グループ3社の株式上場について

### 1. 株式上場スキーム

今般、当社は、株主たる財務省とも協議の上、日本郵政グループ3社（日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）の株式上場について、以下のとおり対応することとした。

#### (1) 株式上場の時期

郵政民営化の推進、復興財源への貢献及び経営の自由度確保等のため、来年度半ば以降、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の金融2社の株式についても、同時に売出し・上場することを目指す。

#### (2) 売却規模

今般の各社株式の売却規模については、市場に混乱を生じさせることなく、円滑な消化が可能と見込まれる規模とする。具体的な売却比率は、東京証券取引所と新規上場時の流通株式比率に関する特例制定について調整のうえ、有価証券届出書の提出時に公表する。

なお、今後の金融2社株式の売却については、郵政民営化法において、日本郵政株式会社が保有する金融2社株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとされている。この趣旨に沿って、金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく。

#### (3) 金融2社株式の売却収入の使途

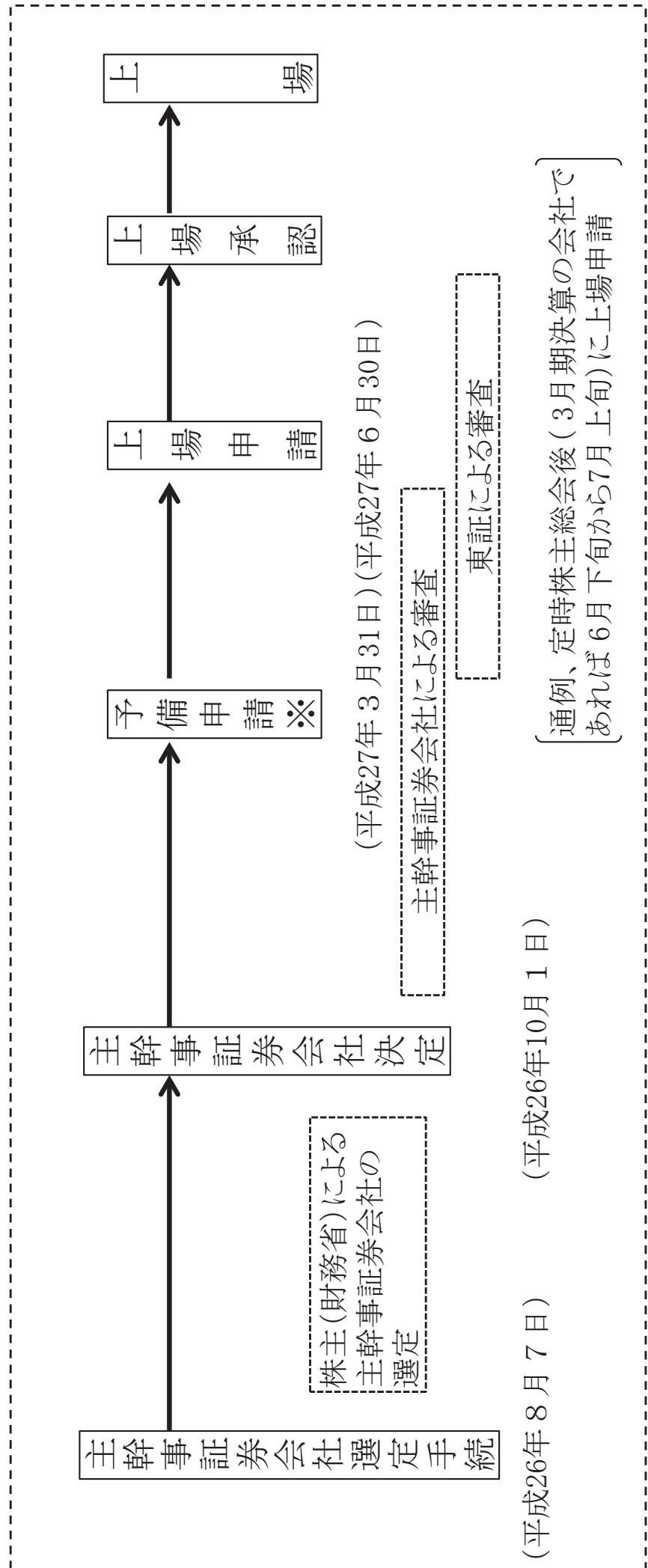
金融2社株式の売却による日本郵政株式会社の収入については、今後の日本郵政グループの企業価値及び株式価値の維持・向上のために活用していく。

なお、今般の新規上場時における金融2社株式の売却収入については、日本郵政グループの当面の資金需要は手元資金の充當で足りることを考慮し、日本郵政株式会社の資本効率の向上、政府が保有する株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するため、政府からの日本郵政株式会社の株式（自己株式）の取得資金に充てることを想定している。

### 2. 上場時の金融2社の主幹事証券会社

上場時の金融2社の主幹事証券会社については、①財務省による日本郵政株式会社の主幹事証券会社の選定における選考基準が金融2社の主幹事証券会社を選定する際に考慮すべき要素を包含しており、かつ当社としてもその選定理由や選定結果も合理性及び妥当性を有するものと考えていること、②3社同時上場という実質的な関連性の高い案件を統一的・効率的かつ円滑に進める必要があること、③主幹事証券会社による審査対応の重複を避けることから、日本郵政株式会社の主幹事証券会社と同一とする。

# 一般的な株式上場までの流れ



(注) 日付は、日本郵政の株式上場についての実績

# 日本郵政グループ3社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言

平成27年6月26日  
自由民主党

## 1はじめに

わが党は、日本郵政グループの将来像について、平成24年の改正郵政民営化法の成立以来、「総務部会郵政政策小委員会」と政調会長直属の「郵政事業に関するプロジェクトチーム」において議論を重ねてきた。そして昨年(平成26年12月26日)、日本郵政が平成27年度半ば以降に日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の日本郵政グループ3社の同時株式上場を発表したのを機に、両組織を統合し、本年2月「郵政事業に関する特命委員会」を設置、株式上場に伴う今後の日本郵政グループの方向性について検討する委員会とした。これまでに日本郵政グループ3社や全国郵便局長会、全国簡易郵便局連合会をはじめ、同グループと競争関係にある他の民間金融機関や生命保険会社等の各団体、国内外の証券会社、さらに全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体、郵政民営化推進室、金融庁、総務省から意見を聴取し、本委員会のメンバーとの意見交換を行った。委員会発足以降、役員会9回、総会4回の計13回の議論を経て、今回、提言を取りまとめた次第である。以下、具体的提言を示す。

## 2 ゆうちょ銀行の限度額について

ゆうちょ銀行の預け入れ限度額は、現在1000万円である。これに対して引き上げを求める日本郵政グループと据え置きを求める他の金融機関、とりわけ地域の金融機関とは大きく意見が異なった。

本委員会においても限度額が最大のテーマであった。現在の超低金利時代、さらには貸付業務を取り扱うことが出来ないゆうちょ銀行の現状において、限度額引き上げによる預金獲得は必ずしも経営向上につながるものではない、という指摘があった。また無利子の振替貯金が約10兆円存在する中で、限度額の引き上げによって有利子の貯金に移し替えられることとなれば、経営負担も増える可能性があることも指摘された。

しかし、国民・利用者の利便性、特に退職者や高齢者、郵便局以外に他の金融機関がない地域のことなどを考慮すると、限度額1000万円はあまりにも少な過ぎるというのが大方の意見であった。そこで株式上場前の本年9月末までに2000万円に引き上げ、過度な預金獲得競争が起こらないことを確認した上で、2年後までに3000万円まで引き上げ、さらには株式売却の進展状況に応じて近い将来、他の金融機関同様、限度額を完全に撤廃すべきと結論付けた。

ただし、他の金融機関からの預金の預け替えを勧めるような営業行為は厳に慎むべきであり、ゆうちょ銀行は、あくまで新規の預金や顧客の利便性を満たす範囲の預金等の受け入れに徹するべきである。

もちろん預金保険の保護対象は、他の金融機関と同様、有利子の預金の場合、1000万円とその利息等であることは言うまでもない。

政府においては、これらを踏まえ、まずは上場前の限度額引き上げが可能となるよう速やかに関係政令の改正等所要の措置を講じるべきであり、その後の引き上げについても適時適切に対応すべきである。

### 3 かんぽ生命の限度額について

かんぽ生命においては、現在、契約の限度額は基本契約で1000万円、加入4年後に通計部分300万円が上乗せ可能で、最大契約額が1300万円である。この金額についても、万が一の際の本人や遺族の保障には必ずしも十分でなく、ゆうちょ銀行同様、本年9月末までに、現在加入4年後に追加される300万円の通計部分を1000万円に引き上げるべきである。その後、基本契約1000万円についても引き上げを検討すべきである。

ただし現在、加入の際医師の診査を必要としない、いわゆる無診査加入は経営上リスクを抱えることになることを、かんぽ生命においては十分に認識し、今後の経営に万全を期すべきである。

### 4 企業価値向上へ

本委員会における議論では、日本郵政グループは株式上場後、国際物流分野への本格展開を目指す日本郵便をはじめ、ゆうちょ銀行やかんぽ生命においても、物流・金融等の国際化に対応できる自らのビジネスモデルを構築し、企業価値を高めるとともに、わが国の成長戦略に寄与する企業であることを望むというのが、一致した意見だった。

ゆうちょ銀行については、すでに新規業務として申請中のカードローンや住宅ローンをはじめとした個人、法人向け貸付業務について、上場後、速やかに実施できるよう関係省庁において認可等を行うべきである。

また、「グループ内における投資信託会社の設置と投資信託商品の開発による手数料収入増」、「ATMの相互乗り入れの積極的拡大により地域金融機関との協力関係の構築」などを今後展開することが望まれる。運用体制においては、リスク管理を図りながら、社債や外国証券等、収益性の高い運用対象に投資割合を引き上げることにより、資産運用力を強化すべきである。

かんぽ生命においても、「他社との提携による保険新商品の開発・促進」を加速化し、「他の生命保険会社との協調による再保険の引き受け」などにも取り組むことで、さらなる収益拡大を目指すべきである。同時に外国証券や金銭の信託を通じた国内株式への投資割合の引き上げ等により、最適のポートフォリオを構築し資産運用力を培うべきである。

これらを成し遂げるためには、エキスパート人材の確保と育成に励まなくてはならないことは当然である。

今後の日本郵政グループは、資産の規模が企業価値を決めるのではなく、有価証券、信託、融資などを含む「資産の運用力」に投資家の厳しい視線が注がれることを肝に銘じなければならない。日本郵政グループの社員が総力で知恵を出し合い、さらに企業価値を高めていくことを期待する。

## 5 郵便局ネットワークと地方創生

日本郵政グループの最大の特徴は、地域に深く根を下ろし住民から信頼を集める全国24,000局の郵便局ネットワークである。その郵便局を利活用したユニバーサルサービスは、郵政事業にとどまらず、現在政府が推進している地域を活性化させるための地方創生に対してもあらゆる可能性を秘めている。

例えば物流においては、「地域の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合と連携し新鮮で安全安心な農林水産物を国内だけでなく世界に届ける」ことが望まれる。人口減少社会に入っている今日、「郵便局を中心として小さな拠点を形成し、みまもりサービス等の高齢者へのサービスや、自治体の代替機能の提供を果たす」ことも期待される。「地域の中小企業に対する日本郵政グループによる他の金融機関との協調融資や共通のファンドからの出資において地域金融におけるリスク分散を図ること」も大切な地方創生への貢献である。そして「地方公共団体を積極的に支援することで地方創生に参加」して欲しい。

日本郵政グループの郵便局ネットワークの利活用に地域一丸となって取り組んでいくことが、わが国を地方から活性化させることになる一つの方策であると考える。

## 6 おわりに

以上、自由民主党「郵政事業に関する特命委員会」として株式上場にあたっての郵政事業や今後の日本郵政グループのあり方について提言する。昨年の衆議院議員総選挙においてわが党は、限度額の見直しの検討を公約とした。本委員会としては、今後日本経済の成長を加速させようとする今こそ、政府において、提言の速やかな実行を望むものである。

日本郵政グループにおいては、今後他の金融機関、保険会社、物流企業等と連携していく必要があるが、現場の郵便局も地域の金融機関や保険会社、各種団体や地元行政とともに協調、協力して進むことが地域社会における共存共栄につながるものであることを指摘しておきたい。

その一方で、それぞれの立場でお互い切磋琢磨し続けることが、わが国をさらなる発展に導いていくものであることを強く信じて疑わないものである。

## 決 議

平成 19 年 10 月の郵政民営化から 8 年が経過し、本年秋には日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の 3 社同時上場が予定されており、郵政グループの真の民営化に向けた一歩を踏み出そうとしているところである。この間平成 24 年 4 月には自民、公明、民主の 3 党で提出された改正郵政民営化法が成立し、郵便事業会社と郵便局会社が統合され新たに日本郵便会社が発足、株式売却凍結の解除、及び郵便局ネットワークは金融のユニバーサルサービスを担うこととなり、郵政グループに対する利用者の期待と責務は一層増大している。

政府が保有する日本郵政の株式売却益は、東日本大震災の復興財源に充てられることとなっているが、震災復興費の国民負担を軽減するためには上場 3 社の企業価値を高め、投資家から高く評価されなければならず、そのためには郵政グループが安定的な収益の確保が出来る経営基盤の確立が急務となっている。

しかし、郵政グループの収益の太宗を占め、上場が予定されている金融 2 社の預入限度額や新規業務の認可等に厳しい業務規制が課せられていて経営の自由度が大きく制限されている。特に限度額は、ゆうちょ銀行が平成 3 年以降 23 年間、かんぽ生命保険は昭和 52 年以降実に 37 年間も 1000 万円で据え置かれている。この間個人金融資産は大きく増加しており、郵便局利用者からも早急に限度額を見直すべきとの要望が寄せられている。その際、他の民間金融機関の理解を得ることも大切であり、それぞれが持つ強みを生かした連携による双赢の関係を構築するとの観点も重要である。

また、新規業務については平成 24 年 9 月に個人向けローンや法人向け貸し付け等を認可申請しているが今日まで認可は下りていない状況となっている。

以上のことから「郵政問題議員懇話会」は政治的判断として下記事項について決議する。

- 郵便局利用者の利便向上と郵政グループの盤石な経営基盤確立のために、ゆうちょ及びかんぽの限度額を引き上げること
- 郵便局利用者が広くサービス提供を受けられるために、既に申請している新規業務を早期に認可すること
- 他の民間金融機関との連携を更に強化し、双赢の関係を構築すること

平成 27 年 6 月 26 日

郵政民営化を考える民間金融機関の会

一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人全国地方銀行協会  
一般社団法人信託協会  
一般社団法人第二地方銀行協会  
一般社団法人全国信用金庫協会  
一般社団法人全国信用組合中央協会  
JA バンク・JF マリンバンク

郵政民営化を考える民間金融機関の会 共同声明

われわれは、国民経済の健全な発展を促すという観点から、これまで長年にわたり、郵貯事業の問題点を指摘し、改善を求めてきた。郵政改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならない。

上記の目的を踏まえ、改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすことが求められているが、依然として、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は何ら示されていない。ゆうちょ銀行には引き続き政府関与が残り、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない状況が続いている。

報道によれば、今般、自民党「郵政事業に関する特命委員会」において「日本郵政グループ 3 社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言」がまとめられた。同提言では、ゆうちょ銀行の中期経営計画でも謳われている資産運用力の強化による企業価値向上や、民間金融機関との連携による地方創生への貢献を重視している一方、預入限度額を本年 9 月までに 2,000 万円、2 年後までに 3,000 万円に引き上げることを旨とする提言がなされているとのことである。

預入限度額の引き上げは、郵政民営化法第二条で示された「同種の業務を営む事業者との対等な競争関係を確保するための措置を講じる」との理念にそぐわないものと言わざるをえず、預入限度額を「当面は引き上げない」としている改正郵政民営化法の附帯決議にも反するものであることから、断じて容認できるものではない。

郵貯事業改革の実現に向けた足許での重要な課題は、郵貯事業を既存の民間金融システムの中に融和させていくことによる、地域との共存あるいは地方創生への貢献、そしてさらには円滑な上場の実現である。

しかしながら、巨大な経営基盤や信用力を背景とするゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられれば、ゆうちょ銀行への資金シフトが発生し、民間金融機関、特に地域金融機関の経営や地域の金融システムに甚大な影響を与えかねない。結果として、地域金融機関の金融仲介機能が低下し、アベノミクスの最重要課題である地方創生の推進力が大きく毀損する懸念がある。

また、ゆうちょ銀行は株式上場に向けた成長戦略として資金運用戦略の高度化や役務手数料の拡大を掲げているが、さらなる規模の肥大化は、ゆうちょ銀行による機動的な資産運用をより困難なものとするほか、金利上昇に伴うリスクの一層の増加に繋がるなど、円滑な上場の実現や、ひいては復興財源の確保にも悪影響を及ぼす懸念がある。

今、ゆうちょ銀行とわれわれ民間金融機関に求められていることは、不公正な競争条件の下で競合・対立を深めることではない。むしろ、公正な競争条件を目指す中でお互いが共存し、お客様の利便性を一層高めるのと同時に、それぞれの機能や経営基盤を活かしつつ、連携もしくは協調を行うことを通じて、目下のわが国の最重要課題である地方創生や成長戦略の実現に貢献していくことである。預入限度額引上げが実施されれば、漸く進んできた連携・協働の流れに水を差し、ゆうちょ銀行と地域金融機関との共存の道が断たれることになる。

報道によれば、同提言ではゆうちょ銀行の新規業務についても、上場後、速やかに実施できるよう関係省庁において認可を行うべきとされているとのことだが、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況下では認められるべきではない。

以上、郵貯事業改革の本来の目的や、地域との共存、地方創生、円滑な上場などにもたらす様々な弊害に鑑みれば、今般の提言にある預入限度額の引き上げおよび新規業務への参入は、決して認められるべきではない。関係当局および郵政民営化委員会において、郵政民営化法の基本理念に則り、国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われることを強く希望する。

以 上

## 株式会社かんぽ生命保険の保険金額の限度額引上げ等について

2015年6月29日  
一般社団法人 生命保険協会  
会長 渡邊 光一郎

当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていくこと、および、震災復興の財源への充当という政策課題への対応のためにも、今後予定されている上場が成功裏に遂行され、かんぽ生命の完全民営化が着実に進められることは重要であると考えます。しかしながら、完全民営化までの過程において、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」および保険契約に係る引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現しない限り、限度額の引上げや業務範囲の拡大は容認できない旨、繰り返し主張してまいりました。

今般、自由民主党「郵政事業に関する特命委員会」において、「日本郵政グループ3社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言」がとりまとめられ、その中で、かんぽ生命について、現在、最大1,300万円の加入限度額を本年9月末までに2,000万円に引上げ、その後も引上げを検討すべき旨が示されております。

一般に金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また、完全民営化に向けた道筋さえも示されない状況においては「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念があります。こうした中、限度額の引上げや業務範囲の拡大は、民間生命保険会社の経営に与える影響が極めて大きく、民業圧迫に繋がるものであり、到底容認できません。

また、民間生命保険会社では、一定額以上の高額な保険契約を引受ける際には医師の診査を必要とし、専門的な見地から医的な選択を実施する等、適切な管理態勢を整備しています。この点は生命保険業におけるリスク管理・顧客保護の観点から大変重要です。かんぽ生命においては、無診査加入は経営上リスクを抱えることになることから、今後の経営に万全を期すべきであり、医師による診査等の適切な態勢整備が図られない中の限度額引上げや業務範囲の拡大は行われるべきではありません。

現在、全国の郵便局やかんぽ生命では、民間生命保険会社の商品を代理店として販売することで、様々な顧客ニーズに対応しながら、収益力の向上を図ることが可能であり、既に複数の民間生命保険会社との連携が構築されています。日本郵政グループの企業価値の向上と顧客ニーズへの対応といった視点では、限度額の引上げ等ではなく、日本郵政グループと民間生命保険会社が互いの得意分野を組み合わせ、取り組むことが肝要であると考えます。

郵政民営化法の第二条では「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」することが基本理念として掲げられており、改正郵政民営化法の附帯決議においては「限度額の水準については、法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げない」ことが示されております。今後、関係当局および郵政民営化委員会において、これらの経緯を踏まえた慎重かつ十全な審議・検討が行われることを強く希望いたします。

以上

# 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

## 国会での附帯決議

平成24年4月の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議において、「限度額の水準により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。」とされている。

〔平成24年4月11日  
衆議院郵政改革特別委員会〕

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抄）  
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。  
二 郵政民営化法第百七条及び第百三十七条の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされることは、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わることから、当面は引き上げないこと。

- 〔平成24年4月26日  
参議院総務委員会〕
- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抄）  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。  
三 郵政民営化法第百七条及び第百三十七条の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされることは、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わることから、当面は引き上げないこと。引上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。

## <関係条文>

### ◆郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略：3年ごとの総合的検証）
- 二 （略：法の規定によりその権限に属させられた事項についての意見）
- 三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
- 四 （略）

（預入限度額）

第一百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

- 一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額  
イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額  
ロ （略：民営化前に預入した貯金額）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第一百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

- 一 第百七条第一号、同号イ、第百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 （略）

（保険金額等の限度額）

第一百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

- 一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額  
イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額  
ロ （略：民営化前に引き受けた保険金額）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第一百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

- 一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 （略）

### ◆郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条（略）

- 2 法第百七条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第六条（略）

- 2 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であって、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係る保険金額（略）の合計額から三百万円（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。）を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

2 （略）

- 2 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（略）

## <関係条文>

### ◆郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

#### （業務の制限）

- 第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務（外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。）
  - 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）  
イ～ヘ（略：預金者貸付、国債等担保貸付、地公体貸付、コール資金貸付、グループ間貸付、機構への貸付）
  - 三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第八号の二、第十三号及び第十五号から第十七号まで並びに第十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる業務
  - 四 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）  
イ 金融商品取引法第三十三条第一項ただし書に該当するものを行う業務及び同条第二項に規定する書面取次ぎ行為を行う業務  
ロ 国債証券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務  
ハ 証券投資信託受益証券に係る有価証券の募集の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務
  - 五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律（銀行法及び金融商品取引法を除く。）の規定により銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務（政令で定めるものを除く。）
  - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務
- 2～4（略）
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - 二 郵便貯金銀行の経営状況
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

#### （業務の制限）

- 第一百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。
- 2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。  
一～五（略：契約者貸付、地公体貸付、コール資金貸付、グループ間貸付、機構への貸付）  
六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法
- 3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。  
一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情  
二 郵便保険会社の経営状況
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。